申立書

形質変更を行うすべての土地について、当職が土地の掘削等を行うために必要な権原を有しており、「土地の所有者等」に該当します。形質変更を行う土地が土壌汚染対策法第４条第３項の規定による調査命令の対象となった場合は、当職が責任をもって対応します。

令和　　年　月　 日

倉敷市長　様

（所属）

（代表者）